伊勢市農業委員会告示第12号

下記の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和8年11月4日

伊勢市農業委員会会長　森川　正弘

記

1　農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
1	伊勢市村松町字長田5644番	畑	394	所有権	第33条第1項	（故）鈴岡三喜子

2　この告示は、農地法第32条第1項第1号若しくは第2号又は同法第33条第1項に規定する農地について、同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第74条の2の規定により探索を行ったとみなされる場合を含む。）を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うも

のです。

3　上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して２月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて、伊勢市農業委員会に提出してください。

(1)　申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに及び代表者の氏名）

(2)　当該農地の所在、地番、地目及び面積

4　この告示の日から起算して２月以内に所有者等から申出がないときには、農地法第41条第２項の規定により読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、上記の農地について三重県知事の裁定により利用権の設定が行われることがあります。